

# よくある質問

## Q.申請書類の②の住民票が必要になる場合とは？

**A.** 自宅兼事業所で、申請者と電気・ガスの契約者が異なる場合は、世帯が同じであることが確認できれば対象となりますので、住民票の写しにて確認をさせていただきます。発行後3か月以内のものをご提出ください（杉並区民は区民課または最寄りの区民事務所窓口で本助成金で使用する旨を伝えると無料で取得できます）。

例：妻が事業主（申請者）、夫が電気・ガスの契約者の場合

## Q.助成金が交付されるまでの期間は？

**A.** 申請受付後、通常1か月程度で交付を行いますが、申請が混雑している場合や書類に不備がある場合は、さらにお時間を要する場合がございます。ご了承ください。

## Q.区内事業所を複数有している場合の助成金額の計算方法は？

**A.** 区内事業所（自宅兼事業所を含まない）を複数有している場合は、全ての対象事業所の光熱費を合計した金額に応じて助成金額を交付します。助成金額区分表は「(A)事業所」に該当します。

## Q.令和5年6月に創業しました。助成対象の光熱費は？

**A.** 創業日の翌月からの光熱費を対象経費としています。  
令和5年6月に創業した場合は令和5年7月～9月使用分の光熱費が対象です。

## Q.都（または国）からガス代に対して助成金を受けました。杉並区の助成金は受けられませんか？

**A.** ガス代に対して、本助成金を受けることはできませんが、電気代のみであれば受けることができます。反対に、電気代に対して、都または国の助成金を受けている場合は、ガス代のみ、本助成金を受けることができます。

## Q.法人を複数運営しています。運営している法人の数だけ申請できますか？

**A.** 法人ごとに電気・ガスの契約が異なり、法人ごとに検針票が発行されている場合はそれぞれ申請が可能です。反対に、複数法人を運営していても、電気・ガスがひとつの契約となっている場合は、いずれかの法人で1回のみ申請となります。

## Q.事業所が賃貸で、電気・ガス代は管理会社がまとめて払っているため、検針票がありません。申請できますか？

**A.** 検針票に代えて、管理会社が発行する請求書と領収書で申請することが可能です。なお、電気・ガスの使用場所・使用量・使用料金が記載されている請求書等と建物の管理会社が確認できる契約書等の写しが必要になります。